

介護職員等処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和6年6月から新たに介護職員等処遇改善加算が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定にあたり

- | |
|--|
| <p>A 現行の介護職員改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。</p> <p>B 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。</p> <p>C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見えるか」を行っていること。</p> |
|--|

という3つの条件を満たしている必要があります。以上要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みを（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表致します。

区 分	内 容
入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆法人や事業所の経営理念やケア方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ◆他産業からの転職者、主婦層、中高齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ◆職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 ◆上位者、担当者等によるキャリア面接など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の整備 ◆職員の事情などの状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ◆業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等 相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策支援 ◆短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員

	<p>のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <p>◆事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>
生産性向上のための業務改善の取組	<p>◆タブレット端末やインカム等の ICT 機器活用や見守り機器等の導入による業務量の縮減</p> <p>◆高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化</p>
やりがい・働きがいの醸成	<p>◆ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>◆地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上を資する、地域児童・生徒との交流実施</p>

令和6年6月1日

社会福祉法人 地域福祉協会

理事長 押川 哲也